

株式会社やさしい手 介護職員初任者研修課程（通学形式）学則

（事業者の名称及び所在地）

第1条 本研修は、次の事業者（以下当社という）が実施する。

【名称】株式会社やさしい手

【所在地】東京都目黒区大橋二丁目24番3号

【代表者】代表取締役社長 香取 幹

（目的）

第2条 高齢社会の中で福祉サービスに携わる人材の育成が求められている。当社は、①守秘義務②時間厳守③傾聴④言葉遣い⑤服装・態度⑥約束を守る⑦忘れ物をしない⑧提出物の徹底⑨健康管理⑩気づき⑪連絡と報告⑫記録の大切さを基本的心得とする訪問介護事業所であり、特に介護を必要とする高齢者や障害を持つ方々が安心してより良い自立生活ができるように援助する質の高い介護職員の養成が必要とされているため本研修を実施する。

（実施課程および形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

株式会社やさしい手 介護職員初任者研修課程（通学）

（年度事業計画）

第5条 研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間	募集定員
第1回目	10月～12月	12名
第2回目	2月～4月	12名
第3回目	6月～8月	12名
		計36名

（受講対象者）

第6条 受講対象者は、以下の要件の何れかを満たしている者とする。

- ① 兵庫県在住または兵庫県在勤で通学可能な者
- ② 修学に支障のない心身ともに健康である者
- ③ 介護職員として従事する予定または従事することを希望する者
- ④ 介護職員として株式会社やさしい手で就労する者
- ⑤ 介護職員として株式会社やさしい手フランチャイズ加盟店で就労する者

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(表記金額：税込)

受講対象者	内 訊	金 額	研修費用合計	納付方法	納付期限
当所在籍者 ・就労予定者	テキスト代	5,000円	6,000円	一括納入	受講開始 7日前まで
	教材費(三角巾含)	1,000円			
一般・FC	受講料	85,850円	91,850円	一括納入	受講開始 7日前まで
	テキスト代	5,000円			
	教材費(三角巾含)	1,000円			

(1) 研修参加費用は、当社指定の金融機関口座に振り込みとする。現金およびクレジットカード支払いは取り扱わないこととする。

(2) 当所在籍者・就労予定者は、別途、受講料免除申請書兼誓約書を提出の上、免除許可決定を受けた者の研修費用は、受講料を無償とする。但し、同誓約書に違反した場合には、受講料の免除取扱は遡及的に無効となり、速やかに一般受講者として、受講料を支払わなければならないものとする。

(3) 受講申込及び入金後の返金は、認めない。

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

テキスト名	出版社名
介護職員初任者研修テキスト	中央法規株式会社

※テキストは、開講日に現物支給する。

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙(様式第1号別紙1) 介護職員初任者研修課程カリキュラム表 のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

兵庫県明石市松の内2-4-10 ユタカ第一ビル4階 西明石スタジオ

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙(様式第1号別紙2) 担当講師一覧表 のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

(1) 当社指定の申し込みフォームより必要事項を入力の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。

(2) 当社は、書類審査の上、受講者を決定し、受講決定通知を受講生あてにメール通知する。

- (3) 受講決定通知を受け取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納付する。
- (4) 当社は、受講料等の納付を確認した後、研修初日に教材を配布する。
- (5) 受講申し込み受付の際に、下記により本人確認を行うこととする。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格を有する者については、免許証または登録証の提示
- ・ マイナンバーカード 等

(科目免除)

第 13 条 科目免除は、一切認めないものとする。

(修了の認定)

第 14 条 修了認定は、学則に記載された条項に違反せず、第 9 条に定める研修カリキュラムを全て履修し、修了評価に合格した者を修了と認める。なお、カリキュラム「9 こころとからだのしくみと生活援助技術」内において、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価を、実技試験も併せた方法により実施する。評価基準は、次のとおり理解度の高い順に A、B、C、D の 4 区分で評価した上で、C 以上の評価の受講者を、評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、再評価を行う。

認定基準 (100 点を満点とする)

『A (90 点以上)』『B (89~80 点)』『C (79~70 点)』『D (69 点以下)』

(遅刻等の扱い)

第 15 条 遅刻及び不慮の事態に対する扱いは、下記のとおりとする。

- (1) 遅刻に関しては、理由の如何にかかわらず認められない。但し、電車遅延については、公共機関発行の遅延届の提出により研修開始から 10 分までは認める。遅延証明書がない場合は電車遅延と認めないこととする。また、やむを得ず欠席の場合は、「欠席届」を提出する。
- (2) 天災、通学途上の事故等不慮の事態に遭遇し、出席が危ぶまれる場合は、速やかに連絡する。

(感染予防対策)

第 16 条 感染予防対策として、当社運用の発熱管理システムに受講者情報を登録する。受講者は、通学日の自宅出発前に、必ず検温と検温結果、体調に関してシステムに入力することとし、当該システムに入力しない場合、また、体調不良の申告なく受講会場へ入室した場合には、受講を中止し、欠席として取り扱う。

(補講の取扱い)

第 17 条 修了試験の評価基準に達しない者、また、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事

情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。ただし、補講の上限は研修総時間数の1割までとする。補講にかかる受講料等については、**研修1日につき5,500円（消費税10%込）**とする。また、補講の実施は、当社において実施するものとする。

（受講の取消し）

第18条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 受講相談・申込時の他、受講中においても、受講適否に関する当社の必要な照会に対して虚偽回答や回答を拒否した者。
- (2) 本研修あるいは当社の名誉を毀損または秩序を乱した者。
- (3) 故意に当社の施設・設備等を毀損した者。
- (4) 受講証を他人に貸与し、貸与を受けた者が本研修を受講した者。
- (5) 感染症にかかっている者（尚、感染症の疑いある場合は診断書の提出等により非感染が明らかになるまで、受講を中断して頂く場合がある）。
- (6) 講義の進行を妨げるなど、他の受講生の受講の迷惑になる行為を行い、あるいは講師・職員の指示に従わず、改善が認められないと当社が判断した者。
- (7) 株式会社やさしい手を退職、または疾病等により当社が定める研修期間内に修了できない者。
- (8) 定められた学習期間内に全ての科目を修了できなかった者。
- (9) 受講途中に妊娠した場合は受講を中止とするが、診断書とともに研修期間延長届を提出した場合は、研修期間を延長することができるものとする。
- (10) 受講途中にケガ、疾病等により受講の継続ができなくなった者。
- (11) 受講申込後、通常の介護職員業務の遂行に支障をきたすと認められる心身の疾患が判明した者。
- (12) 本規定に定める診断書の提出に応じなかったとき、その他処分を相当とする行為があり、当社がそれを決定した者。

尚、上記理由により受講の取消しとなった場合は、一切の補償・返金は行わないものとする。また、感染症等の疾病を有するなど身体状況等と照らし、受講状況に耐え得ることが難しいと当社が判断した場合はその判断のために診断書の提出を求める場合がある。

（修了証明書の交付）

第19条 第14条により修了を認定された者には、当社において兵庫県介護員養成研修事業実施要領10の（1）に規定する修了証明書を、受講者本人へ直接交付する。

（修了者管理の方法）

第20条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、兵庫県が指定した様式に基づき県民局長等に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。尚、再発行依頼の際、依頼者は再発行申請書とともに下記も提出するものとする。

- ① 再発行手続きには、身分証明書のコピー

- ② 研修時より、住所が変更になった場合は住民票の写し
- ③ 再発行手数料は、1部につき1,047円（消費税込10%／振込手数料自己負担）

（情報の公表）

第21条 兵庫県介護員養成研修事業者指定要綱に規定する情報の公表に基づき、当社ホームページ（<http://www.yasashiite.com/>）において、研修機関情報及び研修事業情報を公表する。

（研修事業執行担当部署）

第22条 本研修事業は、当社 人事本部 人事部 教育研修グループにて執行する。
連絡先：050-1752-6963

（受講者の個人情報の取り扱い）

第23条 当社は、事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。また、受講者等が受講中に知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

（苦情対応部署および連絡先）

第24条 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社やさしい手 管理本部 総合サポート部
連絡先：03-5433-5513

（施行細則）

第25条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認める時は、当社がこれを定める。

（附則）

この学則は、令和5年9月1日から施行する。